

令和 2 年 7 月 1 日

保護者 様

板橋区子ども家庭部

保育サービス課長 佐藤 隆行

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

4 月入所決定者の育児休業の復職期限の延長について

平素は、板橋区の保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

育児休業取得者の復職期限につきましては、7 月末までとしておりましたが、今般の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、4 月入所決定者につきましては、復職期限をさらに延長することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 対象者

4 月入所決定者のうち、6 月末まで育児休業を取得している方で、7 月以降も引き続き育児休業を取得することを希望される方

2 育児休業取得者の復職期限

令和 2 年 9 月末まで

3 手続方法

園へ申し出てください。

4 復職を延長する際の留意点

(1) 板橋区内の認可保育園は、引き続き、通常開所いたします。

この度の復職期限の延長は、板橋区から保護者の皆様へ登園自粛を要請するものではありません。

(2) 登園自粛の要請を伴わないため、7 月分以降の保育料につきましては、利用日数に関わらず、月額をご負担いただきますのでご了承ください。

(3) 育児休業給付金につきましては、勤務先又はハローワークにご確認ください。

(担当) 板橋区子ども家庭部保育サービス課入園相談係

TEL (3 5 7 9) 2 4 5 2